

甲骨文通解

河南安陽市殷墟大司空村出土刻辭牛骨

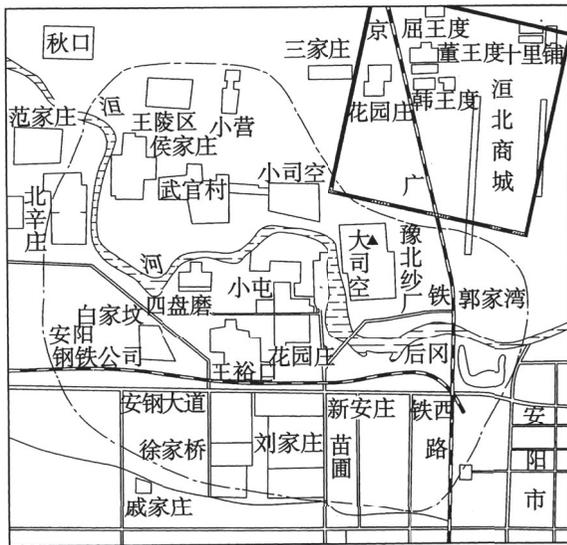
落合淳思

キーワード 甲骨文字 大司空村 簡冊狀刻辭

呼稱 河南安陽市殷墟大司空村出土刻辭牛骨 安陽殷墟大司空村出土牛骨刻辭 安陽殷墟大司空村出土刻辭牛骨 安陽大司空村新出刻辭牛骨 大司空村出土牛骨刻辭 殷墟大司空村出土胛骨 殷墟大司空村出土胛骨卜辭

時代 殷代後期（第一期）

出土 二〇一〇年九月、中國社會科學院考古研究所安陽工作隊により、大司空村東北（次圖〔①何毓靈一一六頁〕を参照）に所在する深さ1mほどの灰坑（H37）から諸種の土器などとともに發掘された。



图一 遗址位置示意图

收藏 中國社會科學院考古研究所

著錄 何毓靈「河南安陽市殷墟大司空村出土刻辭牛骨」《考古》

二〇一八年第三期)

考釋

- ①何毓靈「河南安陽市殷墟大司空村出土刻辭牛骨」(前掲。中國考古  
http://kaogu.cssn.cn/zwb/xsyj/yjxl/qt/201805/t20180504\_4257640.  
shml のほか、搜狐 http://www.sohu.com/a/230877007\_199807 な  
ど多くのサイトで閲覧可能)
- ②付強「說安陽殷墟大司空村出土牛骨刻辭的“散子宋”」(簡帛網、  
二〇一八年(5月1日)。http://www.bsm.org.cn/show\_article.  
php?id=3067)
- ③付強「安陽殷墟大司空村出土刻辭牛骨釋文補正」(簡帛網、二〇一八  
年(5月1日)。http://www.bsm.org.cn/show\_article.php?id=3069)
- ④張惟捷「安陽大司空村新出刻辭胛骨補釋」(先秦史研究室、二〇一八  
年(5月1日)。http://www.xianqin.org/blog/archives/10165.html)
- ⑤付強「安陽殷墟大司空村出土牛骨刻辭再釋」(先秦史研究室、二〇一八  
年(5月2日)。http://www.xianqin.org/blog/archives/10426.html)
- ⑥付強「說安陽殷墟大司空村出土牛骨刻辭的“有司”」(先秦史研究室、  
二〇一八年(5月4日)。http://www.xianqin.org/blog/archives/  
10469.html)
- ⑦王寧「大司空村出土牛骨刻辭釋文訂補及討論」(先秦史研究室、  
二〇一八年(5月5日)。http://www.xianqin.org/blog/archives/10513.  
html)
- ⑧吳雪飛「殷墟大司空村出土胛骨中的“從止從矢”之字」(簡帛網、

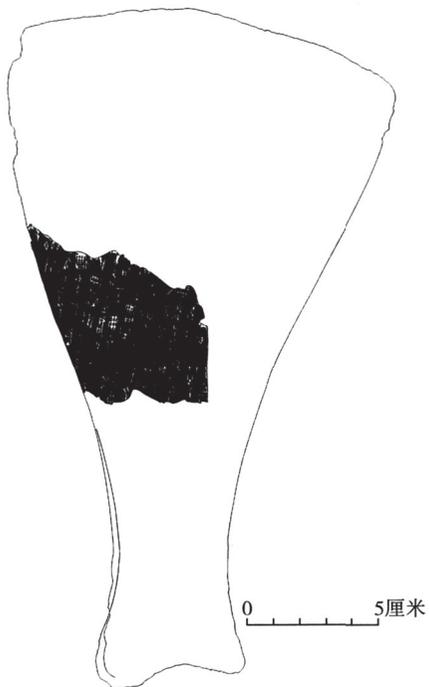
二〇一八年(5月10日)。http://www.bsm.org.cn/show\_article.php?id  
=3079)

⑨顔世鉉「說殷墟大司空村出土胛骨卜辭的“疾”字」(簡帛網、  
二〇一八年(5月16日)。http://www.bsm.org.cn/show\_article.php?id  
=3098)

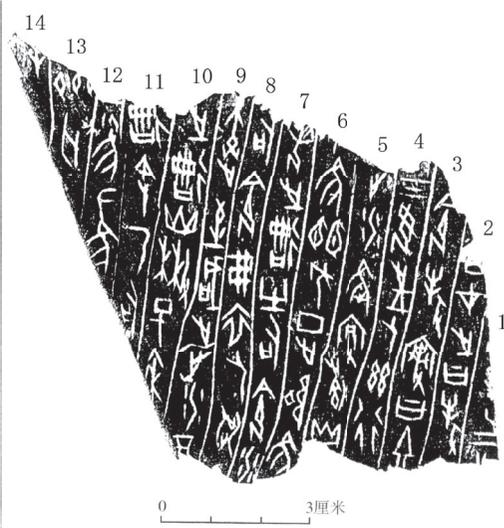
※これらのうち、全體の字釋をおこなったのは①・④・⑦のみであり、  
ほかは個別の文字や熟語の解釋である。また①は字釋のみを挙げ、字  
義について詳細には述べていない。

形状

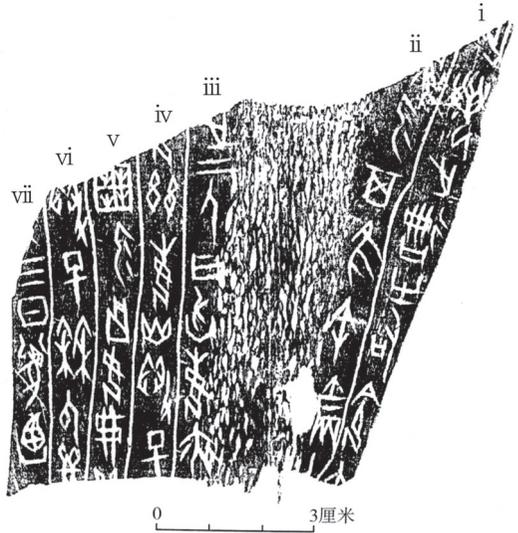
不等邊四角形状で、正面から見て、左邊が本來の牛骨の外邊であり、  
ほかは斷裂した部分である。左邊九・五cm、上邊九・二cm、右邊六・  
三cm、下邊六・五cm。反面には鑿が一つと焼灼痕があり、それに對應  
して正面には卜兆(ひび割れ)が見られる。刻辭は牛骨の向きが通常  
と上下逆であり、下部が骨臼の方向になっている(次圖〔①何毓靈  
一一九頁〕を参照)。



图八 刻辞牛骨复原示意图



正 面



反面

### 刻辭

正反両面に彫刻されており、正面に一四行五七字、反面に七行三八字がある（欠損により判讀できない文字は数えていない）。文字には塗墨されている。字形は全體的に第一期典型賓組に近く、その時期の製作と推定される。

①何毓靈は、反面の鑿が刻辭を打破していないことから廢棄された卜骨に刻したものとするが、そもそも刻辭は占卜の後におこなわれるので、この推定は論理的ではない。ただし、通常とは上下逆に刻辭され、しかも正面については骨の上下方向に對して平行になっていない（前掲圖八などを参照）ことから遊戯的な習刻と推定されるので、廢棄された卜骨であることは結果的に正しいかもしれない。習刻なので、どの程度、事實を反映しているかは明らかではないが、内容には一貫性があり、事實としても矛盾のない記述である。

本件は一行ずつに分けて多くの行にわたって刻辭されているが、通常の甲骨文字ではこのような方法をとることはない。①何毓靈が指摘するように、通常の甲骨文字（卜辭）の形式ではなく、一種の習刻と推定されるが、作られた経緯は不明である。筆者は、簡冊（竹簡を束ねたもの）に記した状態を模したものと考える。殷代の簡冊は発見されていないが、甲骨文字には簡冊の象形である冊（冊）が見られ、使用されていたことは確實である。

なお、上下が欠損しているため明らかではないが、もし一連の文章であるとすれば、これまで発見された殷代の同時代文字資料としては、最長の文章となる。

記号について、☐は缺损部分および外縁部であり、⋯は刻辭があるが文字が特定できない部分である。また研究者によって行の敷え方が異なる場合があるので、行の区分は①何毓靈に従い、さらに数字（反面はローマ数字）を付した。前頁の拓本は、①何毓靈を元に筆者が数字・ローマ数字を付した。

正面

- (1) ☐⋯☐
- (2) ☐⋯才(在)之曰牧☐
- (3) ☐令牧𠄎曰⋯☐
- (4) ☐乞(迄)女(母)圭(往) 𠄎 兹(茲)行☐
- (5) ☐⋯水佳(惟) 𠄎 山☐
- (6) ☐佳(惟) 𠄎 行(何) 正(征) 𠄎 佳(惟) ☐
- (7) ☐若(諾) 之禮有司令水☐
- (8) ☐司令弗衣 𠄎 𠄎 ☐
- (9) ☐ 𠄎 至咸涉水⋯☐
- (10) ☐之禮山椒(散) 子余(宋) ☐
- (11) ☐ 禮余乃司☐
- (12) ☐ 禮(觀) 禮☐
- (13) ☐ 禮亡☐
- (14) ☐⋯☐

反面

- i ☐ 作(作) 若(諾) 之禮有司令⋯☐
- ii ☐⋯勿其佳(惟) 余爵⋯☐
- iii ☐ 之二人曰凶(盥) 每(悔) 亦☐
- iv ☐⋯兹(茲) 每(悔) 山敗子☐
- v ☐ 𠄎 (囿) 勿𠄎(禍) 女(母) 弗⋯☐
- vi ☐ 敗子隸(宋) 以𠄎☐
- vii ☐⋯三日免酒☐
- (1) ☐⋯☐

④張惟捷は「二」とするが、別字の一部の可能性もあり、①何毓靈は文字を特定していない。⑦王寧は下文(⑦など)を参考にして「若之一禮」の文字列とするが、他では之と禮の間に「一」を入れておらず、これも賛成しがたい。暫く「⋯」とする。

- (2) ☐⋯才(在)之曰牧☐

①何毓靈は才(在)の上を釋していないが、④張惟捷は寫眞を元に蜀の初文の𠄎(𠄎)とする。また⑦王寧は禮の一部と見なす。いずれとも斷しがたく、暫く「⋯」とする。なお、④張惟捷は𠄎を「旬」の意味とするが、甲骨文字では十日間を表す旬の初文の「𠄎」(楷書のうち勺の部分にあたる)と地名として使われる蜀の初文の𠄎(𠄎)に

は用法に明確な違いがある（本稿では甲骨文字の用法が明らかでない場合、用例の提示を省く。詳しくは拙著『甲骨文字辭典』（朋友書店、二〇一六年、第二版二〇一八年）を参照）。牧については次の(3)で述べる。

(3) □「有司」令牧。𠄎曰：□

④張惟捷は下文(7)などを参考にして「令」の上に「有司」があるとし、⑦王寧もこれに従う。他の三箇所の「令」はすべて上に「有司」があるので、矛盾のない解釋である（有司については(7)を参照）。

「牧」の部分について、④張惟捷は「牧」を牧官とし、𠄎を私名とする。また、⑦王寧も同様である。しかし、既存の甲骨文字では「牧」を官名で使った例がない。④張惟捷が例示した「呼牧于朕芻」(『甲骨文合集』一四八)についても、「芻」が草(屮)を集める様子の會意文字であるから、「呼びて朕が芻(集めた牧草あるいは牧草を集める場所)に牧せしめんか」と訓ずるのが妥当であろう。

甲骨文字では牧に固有名詞の用法がある(例えば『甲骨文合集』一四一四九)ので、暫く「牧に令す」と讀むが、原義の牧畜の用法で「令して牧せしむ」の可能性もある(前行も「牧せしむるを曰う」の可能性がある)。なお、③付強も「牧……每冊……登人敦……」(『甲骨文合集』七三四三)を牧官の例として擧げるが、「泚馘每冊王從伐土方……」(『英國所藏甲骨集』五四五。泚馘は人名で泚が領地名、馘が個人名)などの例では「每冊」の主語が人名であるから、この場合

もやはり「牧」を固有名詞と考えるべきである(なお牧が領地名、𠄎が個人名という可能性も否定はできず、この場合には「有司」牧に令して曰く……という訓讀になる)。

④張惟捷は𠄎(𠄎)の一部を使った文字とし、⑦王寧は竹(𠄎)を使った文字で「宰」の異體とする。いずれも字形のみからの連想であり、確かな論拠はない。甲骨文字の類似形には他に搜の初文(𠄎)や使の初文の吏(𠄎)などがある。

末尾の文字について、拓本は吉(𠄎)の異體(𠄎)に見えるため、①何毓靈・⑦王寧は「吉」と釋すが、寫眞では上部に横畫があるようにも見え、また下部は四角形のようなので、享の初文の高(𠄎)とも考えられる。そのほか④張惟捷が述べるように敦の初文(𠄎)などの可能性もある。

(4) □乞(迄)、女(母)生(往)𠄎。兹(茲)行□

「乞」について、⑦王寧は乞に通じて助字としての「將」の意とするが、既存の甲骨文字にそのような用法は見られない(そもそも甲骨文字には所謂「再讀文字」に該當する助動詞的助字が全く見られない)。甲骨文字では「いたる」の意味の動詞あるいは助字的に使われることが多く、④張惟捷が「迄」と釋したのが妥当である。

「女」について、⑦王寧は乞を將の意とすることから二人稱の「汝」

と釋するが、前述のように適當ではない。甲骨文字では、「女」は「おんな」や「むすめ」などの意味にも使われるが、「母」と同源字であり、その字音を借りて否定助字（「母」の意味）に使われることもある。下に続く文字が動詞の生（往）なので、ここは否定助字とすべきであろう。

については、人がかんだ姿と推定されるため、①何毓靈は「𠂔」と隸定し「伏」と釋しており、ほかの研究者も字釋はこれに従う。

なお、既存の甲骨文字にも類似形の「𠂔」があるが、本件とは異なり祭祀名として使われている。④張惟捷・⑤付強は出行する意味の動詞とするが、その場合には「往」との連語になるので、「往」の目的を記さないことになってしまい、文意が明らかではなくなる。⑦王寧は「服」に通じて「従事」あるいは「執行」の意味とし、「汔（將）女（汝）服茲行」と釋すが、「往」が抜けている。この場合も、「往」と「行」が同様の語なので、「往」を入れるとやはり文意が通じなくなる。字義だけではなく品詞も確定できないので、様々な読み方が可能になるが、暫くを出行とは別の動詞（字義未詳）とし、ここで文を切り、「往きてする母し。茲れ：に行く」と訓讀する。この方法であれば、母は「往」のみにかかるので、省略を想定せずに文意を把握でき、また下文⑧とも矛盾はなくなる。

「茲」は「茲」の初文であり、甲骨文字では連體修飾語または三人稱代名詞として使われる。ここでは後者の用法であろう。

(5) 「涉」水。佳（惟）、山

冒頭部分について、①何毓靈は字形通りに「止」と釋すが、下文の⑨と比較すれば④張惟捷・⑦王寧が指摘するように「涉」の一部と見るべきである。「水」は原義が河川であり、「涉」とあわせて渡河を表している。

は初出の形であり、④張惟捷が指摘するように『甲骨文合集』八二八七に類似形があるが、甲骨自體の缺損により字義は不明であり、また同一字であることも確證が得られない。⑦王寧は朽椶（こて）を使って屋内に塗刷する形と考えて「塗」と釋し、さらに「途」に通じるとするが、甲骨文字にはすでに途の初文の「塗（塗）」があり、敢えて別字を使う理由がない。暫く何らかの動詞とする（地名の可能性もあり、その場合には「水を「涉り」、惟れたり」という訓讀になる）。

も既存の甲骨文字には例のない字形である。俞（俞）に足の形の「止」を加えていることから、①何毓靈らは「逾」の初文と見なしている。「逾」の初出は現状の資料では戦國時代であり（高明・涂白奎編『古文字類編（縮印増訂本）』上海古籍出版社、二〇一四年）、直接の繼承関係は確實ではないが、諸氏が指摘するように「山」は「涉水」に對應する語と考えられるので、「こえる」を意味する動詞とするのは自然であろう。

(6) □ 隹 (惟) 𠩺 (何) 正 (征)  隹 (惟) □

「隹」について、④張惟捷は𠩺と同字として地名とするが、甲骨文字では𠩺と𠩺に用法の相違があり、𠩺は地名として使われているが、𠩺は吉凶語として使用されている。「帝諾さず、𠩺なるか」(『甲骨文合集補編』四三五一)のような例があり、凶事の意味と推定される。⑦王寧は甲骨文字の用例を全く挙げず、西周金文の用例から「仇」の意味とし、さらに『爾雅』釋詁から「合」とするが、無理な解釋である。𠩺 (何) は地名であるが、甲骨文字ではその領主も同名で呼稱されており、多くの時期(第一期〜第三期)に見える。殷代後期を通して王朝の支持勢力であったと推定される。なお、𠩺 (何) は人が荷物を負った姿であり、原義は後代に言う「荷」に相當する。

 は地名であり、ここでは何による征伐の對象になっている。なお、『甲骨文合集』一八七五五に「陰」が見え、④張惟捷は  を意符とする形声文字と見なす。明確な矛盾はないが、いずれも一例しか見えない文字であり、また後代に繼承されていないので、確證は得られない。⑦王寧は  を肉・阜から成る文字とするが、左邊は肉(尸)ではない。

本件は往・行・涉など移動に関係する動詞が多くあり、また地理的な情報も多い。さらに、本行のような軍事的な記述もあり、全体として戦争に関連する記録と推定される(⑤付強・⑦王寧も同様の見解)。

(7) □ 若 (諾) 之、𠩺。有司令水 □

「若之𠩺有司令」は、反面(i)にも見えており、そのほか一部を用いた記述もある。「若之」について、④張惟捷は後代の用法から「如此」の意味とするが、既存の甲骨文字に若に助字としての用例はない。⑦王寧が指摘するように、「若」は「諾」の初文あり、「之<sub>レ</sub>」を許諾するの意味とするのが妥當である。

冒頭部分について、③(および⑤)付強は反面のiから「乍(作)」を補うべきとするが、別の事項を許諾している可能性もある。

「𠩺」については初出の字形である。④張惟捷は「用牲之法」とし、告祭の一種とする。甲骨文字に頻見する「𠩺」(後代には「𠩺」の字形になり、『說文解字』(五上)は「告也」とする)については、祭祀名であり、また簡冊の象形である冊を用いているので、告祭とする推定は妥當であるが、本件の「𠩺」はいずれの部分でも犠牲が全く記されないで、祭祀名とすることはできない。イ(イ)は行くことを象徴して用いられる部首なので、字形通りに解釋すれば、簡冊(冊)を箱(𠩺)に入れて遠くに送る(イ)の意となり、「告」の意味であるとしても、告祭ではなく、文書による通告を表していると考えられる。したがって、⑦王寧が「人に簡書を持って往き告させる意味(令人持簡書往告之意)」とするのが妥當である。

「𠩺」は甲骨文字では「有」または祭祀の汎稱の「侑」の意味で使われる(西周金文にも用例がある)。「有司令」については、西周金文に稱號として多く見えるが、既存の甲骨文字には稱号の用例は見られない

い(祭祀名としての「侑司」は見える)。甲骨文字は多くが殷王の主宰(王卜辭)であるが、臣下を稱號で呼ぶこと少なく、そのためこれまで発見されていなかったであろう。あるいは下位者から上位者に對してのみ用いられる尊稱だった可能性もあり、この場合には既存の甲骨文字に見えないのは當然の現象ということになる。なお「有司」は實名を記しておらず、いずれの人物かは不明である。

また、殷代における「有司」の地位・職能なども不明であるが、本件では常に命令者として記されるので、少なくとも命令を下す程度の権力があつたという推定は可能であろう。⑥付強は西周金文でも軍事の記述に「有司」が多く見えることを指摘している。

なお、④張惟捷は徻を祭祀とすることから「出司」も「侑司」と釋すが、前述のように祭祀の記述とは見なせない。そのほか⑦王寧は「有司」と釋すが具體的に意義を述べていない。

「令」の對象(「水」)について、下部が缺損しているため、④張惟捷が「不知其意」とするように、具體的な意義は明らかにできない。⑦王寧は「渡水を主管する官員(主管渡水官員)」とするが、既存の甲骨文字にその用例はない。なお、「水」ではなく水を部首とする文字(例えば沓(𣶒)など)の人名または動詞という可能性もある。

(8) 「有」司令弗衣、

(7)などと比較すれば、諸氏が述べるように冒頭は「有司」と考えるのが妥當であろう。また、は暫く前述のように動詞として讀む。

「衣」について、④張惟捷は「卒」とし、「停止」の意味とする。しかし、既存の甲骨文字にその用法はなく、そもそも衣(衾)と卒の初文(𣎵)は別字である(『甲骨文字辭典』四三二頁を參照)。⑦王寧は「衣服」の意味とし、「弗衣

「舟」の異體の「𣎵」と同字とする。河川を渉るか舟で行くかの違いなので、いずれも矛盾はないが、文字に含まれているのは舟(夕)ではなく止(止)のようなので、「渉」の異體と判斷するべきであろう。

(9) 至咸。涉水：

「東(東)」に従っていない。②付強が指摘するように甲骨文字のうちでは「遷」の初文(𣎵などの字形)に近い。ただし、遷は後代には驛傳などを意味して用いられたが、甲骨文字には本件を含めて詳細な記述がないため、字義は不明である。

そのほか、④張惟捷は「遷」から「速」の意味になったとするが、甲骨文字にはその用例はない。⑦王寧は「遷」を上古音で字音が近い「迭」の本字とするが、甲骨文字にも西周金文にも「迭」は見えず、直接の関係があるかは明らかではない。また⑧吳雪飛・⑨顔世鉉は矢に従う文字と見なして「疾（「はやい」の字義）」と釋すが、上部は矢（ $\rightarrow$ ）とは異なっている。

そもそも本件の字形は「𠄎」とも異なっており、暫くそのままの形を表示する（進行を象徴する足の象形の止（止））を使っており、後に續く「至」とあわせて移動に關する文字であることは推定可能である）。

「威」について、④張惟捷は後代の用法から「副詞」とするが、甲骨文字にその用例はない。甲骨文字では王名（大乙の別稱）または地名として用いられており、ここでは地名の用法であろう。なお、甲骨文字では威は成から未分化であり、大乙を指す「成（成）」の意味で「威（威）」の字形が使われることもある。

末尾は「酉（酉）」の上部が見えるが、別字の一部かもしれない。①何毓靈・④張惟捷・⑦王寧は奠（奠）として補うが、これも確實ではない。

(10) □「諾」之、饗。山椒（散）子余（宋）□

諸氏が述べるように、他文（⑦など）と比較して「之」の上には「若（諾）」があったとするのが妥当であろう。また「椒」が「散」の初文であること、「宋」を「宋」と釋することに異論はない。

饗の下の文字について、①何毓靈は「山」とするが、④張惟捷は(5)と字形が異なることから「火」とする。④張惟捷は「火散」を「農業活動に關係する（當與農業活動有關）」とするが、遠方に行つて唐突に農業活動をおこなうのは不自然である。②付強は『方言』や『墨子』などで「散」が「殺」の意味で使われることから、本件も同義とし、さらに⑦王寧は、火攻めを表した文字と解釋し、反乱を起こした子宋を火攻めで殺したとする。しかし、甲骨文字で「子某」と呼ばれるのは殷王朝に從屬している領主であり、矛盾する（「子某」については拙著『殷代史研究』（朋友書店、二〇一二年）などを参照）。したがって、戰爭に關する記述としても、②付強が主張するように、味方である子宋が敵に攻撃されたと見るべきであろう。なお「余（宋）」は地名として既存の甲骨文字に多く見える。また「子宋」の名は既存の甲骨文字では第一期自組に見えるが、「侑子宋（子宋に侑せんか）」（『甲骨文合集』一九九二一）のように祭祀對象になっており、あるいは本件の「子宋」はその次世代の人物かもしれない（第一期の甲骨文字には宋伯丕という人名があり、これが本件の子宋である可能性もある）。

なお、「散」を戰爭に關連して用いる例は、既存の甲骨文字にはなく、②付強が戰國時代以降の文献を元に「殺」としたのが正しいとは思われないが、反面のivと同様の句なので、「敗」に對応する意味であると考えられる（暫くそのまま「散す」と訓じる）。さらに⑤付強では上古音を元に散—沙—捷の音通を想定して「捷子宋」とするが、捷は上古音の韻母が葉部と推定されており、散（元部）・沙（歌部）とは對転や旁転の關係にはないので、これは無理な解釋と言わざるを得ない。

得ない（そもそも甲骨文字に「沙」字は見られず、「散」を「沙」の意味で用いた例もない）。

さらに言えば、甲骨文字には狩獵で火を使う記述はあるが、戦争における火攻めの記述は他に例がない。一方、甲骨文字には地名として「山」があり、殷々西周代の金文の圖象記号にも見えるが、本件と同じ第一期には、「山王の使を戴くか」（『甲骨文合集』三二九六七）のように王朝との敵對を示したものもある。したがって、「火」ではなく敵對勢力としての「山（𠄎）」の異體（𠄎）とすれば、整合的に解釋でき、「山子宋を散す」と訓讀できる。なお④張惟捷は⑤の山と書き分けているとするが、甲骨文字や金文では同一文の同一字でも異體が使われることは少なくない（本件にも「余」と「絲」がある）。

地望について、山の行動は前述のように王朝の領域内の反亂と考えられる。また、宋が後代の宋と同じであれば、河南ということになる。ただし、古代には同名異地の場合もあるので、確實ではない。

### (11) □ 𠄎。余乃司 □

「余」について、⑦王寧は「ただ商王のみが自稱して余と言った（唯見商王自稱曰余）」とする姚孝遂説を採るが、実際には非王卜辭である子組や午組でも使われており、王に限らない自稱である（ただし「余一人」と言った場合には王の自稱）。本件については、命令者として「有司」が記されているので、その命令を受ける身分の者であろう。なお反面 ii にも「余」が見えるが、實名を記しておらず、いずれの人物か

は明らかにできない。

「司」については、下文が不明であるため、具體的な意味は不明である。④張惟捷が「待考」とするのもやむを得ない。ただし、本件には「有司」の語があるので、既存の甲骨文字には見られないものの、殷代に既に「つかさどる」の意味が出現していた可能性もある。

「乃」は、既存の甲骨文字では時間的な連續を表す助字として使われており、「今日、父丁に一牛を告げ、乃ち令せんか（今日告父丁一牛乃令）」（『小屯南地甲骨』九六五）などの例がある。この例のように「乃」が動詞を導く例もあるので、「司」を動詞としても文法的な矛盾はない。

### (12) □ 𠄎（觀） 𠄎 □

第一字について、①何毓靈は「𠄎<sup>すい</sup>」とし、④張惟捷・⑦王寧も同じ字釋であるが、文字としては觀の初文の𠄎<sup>かん</sup>（𠄎）の略體（𠄎）である（寫真版が判讀やすい）。字義について、④張惟捷は祭祀名とし、甲骨文字には祭祀名の用例もあるが、ここでは視察の意味に取るべきであろう。甲骨文字には視察の記述としても「舌方出づるに、王觀るか」（『甲骨文合集』六〇九六）などがある。なお④張惟捷は通常の甲骨文字の記述を参照するため、祭祀と解釋する部分が多いが、宗教的權威を持つ殷王の行動と本件は分けて考えるべきであろう。

第二字について、①何毓靈は「𠄎」とし、④張惟捷は上部を厥の初文の𠄎と見て鳥名の「鷹」と釋す（⑦王寧も後者に従う）。殷代の甲

骨文字には𠄎字は確認できないので、①何毓靈説が妥當であり、上部は升(𠄎)の略體であろう(『甲骨文字辭典』二六一頁を参照。嚴密には小點がないので字形は「斗」に該当する)。また、甲骨文字では「𠄎」は地名として用いられている(「𠄎に在り」『甲骨文集補編』一二六五四)など)ので、鳥を視察したのではなく、𠄎の地を視察したと考えるべきである。

(13)  𠄎、亡

冒頭部分について、①何毓靈は齊とするが、菱形が横に並んでいるので、齊の初文(𠄎)などではなく、④張惟捷が指摘するように「𠄎」の下部とするのが妥當であろう。「𠄎」については、𠄎と釋されるのが一般的であるが、④張惟捷は雨(𠄎)の異體とする李學勤説を採る。これは同辭同字の異體と解釋するものであるが、例えば「生十月𠄎其惟𠄎」(『甲骨文集』一二六二八。生某月は來月を指す)では同字の異體としては意味が通らないので、雨とは別字と考えなければならぬ。

(14)  𠄎…

④張惟捷は「余」の一部とするが、辛(𠄎)や牛(𠄎)などの可能性もあり、確定はできない。

以下反面

i  𠄎(作)、若(諾)之、𠄎。有司令…

便宜上、反面を後としたが、反面が先である可能性もある。また、両面に子宋の記述があり、連続する記述ではなく平行する記述かもしれない。

「𠄎」は「作」の初文である。⑦王寧は「𠄎」として「木を除いて田地を開く(伐除樹木開辟田地)」とする裘錫圭説を採るが、初期國家の支配體制において地方の田地の管理や許可までしていたとは思われない。また甲骨文字には「作田」だけではなく「作邑」「作宗」「作官(館)」なども見られる。

「諾」以下は正面の(7)と同じ句である。

ii  𠄎…勿其佳(惟)余爵…

「爵」について、③付強・④張惟捷・⑦王寧は、西周末期に斗(柄杓)形器に自銘として「爵」があるから三足の酒器は「爵」ではないとする李春桃説(『從斗形爵的稱謂談到三足爵的命名』『中央研究院歷史語言研究所集刊』八九)を採り、「觴」と釋す。しかし、李春桃は甲骨文字の「爵(𠄎など)」の上部が金文の「爵(𠄎)」と異なることから「寫法也不同」とするが、矢印型に強調記号の小點が加えられるのは「𠄎」から「爾」への展開(次圖参照・『古文字類編(縮印增訂本)』

六八七頁）などと同様であり、根拠にはならない。

## 爾

前 一	4.5.2 期	英 一	413 期
英 一	414 期	英 一	395 期
何 周	尊 早	洵子孟姜 壺 春秋	
牆 周	盤 中	晉公蓋 春秋	

後代に斗形器が「爵」と呼ばれる場合があったとしても、甲骨文字の字形は下部に足があり、また上部に突起があることも一致している（次圖を参照）ので、少なくとも殷代の資料では「爵」と釋すべきである。なお、爵は上古音で杓と同部（葉部）なので、斗形器の名に用いられたのは單に假借したものかもしれない。



中国社会科学院考古研究所『安陽殷墟花園莊東地商代墓葬』（科学出版社、2007年）より引用

本件の爵の字義について、正確には分らないが、酒器の象形であるから⑦王寧が「飲酒」とするのは妥當であろう。

語順について、既存の甲骨文字における「其惟」は、その上に否定詞が来ないことを④張惟捷が指摘するが、詳細は「待考」とする。他に例がないものなので正確な理解は難しいが、「其」はある時間よりも将来を表す語である（例えば『甲骨文集』三五三九七などでは驗辭の中で時間關係を表すために「其」が用いられている）から、この用法が「其惟」にも適用できるのであれば、「その後、私は飲酒しなかつた」の意味ではなく、「はじめは飲酒したが」その後の私の飲酒はなかつた」という意味（「勿」が「爵」ではなく「其惟余爵」の全體にかかる）とすれば整合的に解釋できる。

末尾の文字について、④張惟捷は「亡」とし、矛盾はない（正面⑬を参照）が、缺損部分が大きく確定はできない。

### iii □之。二人曰、凶（盥）每（悔）、亦□

「二人」がいずれの人物かは不明である。またこの點は、上部の缺損部分が大きいことを示唆する。

「每」は、甲骨文字では凶事が起こる意味で用いられており、後代の繁文では「悔」に近い（本件は特殊な内容であり、既存の甲骨文字とは別義の可能性も否定はできない）。その上の文字について、①何毓靈などいずれの研究者も「采」とし、また⑦王寧は「深悔」と釋す。しかし、「采」の確實な初出は東周代であり、しかも本來は「穴」に

従う文字（例えば小篆の字形は「𠂔」）であるから、直接の繼承關係は認められない。既存の甲骨文字では皿中で手を洗う形の盥の初文（𠂔）が近く、暫くその略體と見なす。なお盥は甲骨文字では地名またはその領主として用いられており、本件と矛盾はない（⑤付強は釋字を「采」とするが、甲骨文字では固有名詞として使用されていることを指摘している）。

iv □：兹（茲）每（悔）、山敗子□

冒頭部分について、④張惟捷は「諾之」と同義の「諾茲」と見なし、⑦王寧もこれに従う。しかし、既存の甲骨文字では「茲」は他動詞の目的語にはならない（代名詞としては主格のみ）ので、賛成しがたい。⑤付強は「令」を補うべきとするが、既存の甲骨文字では「每（悔）」は受動的な災厄としてのみ使われており、能動的に使う例がない。ただし缺損部分が大きく、どの文字かは明らかではない。

「敗」については字形が明確であり、字釋にも異論はない。

末尾について、③（および⑤）付強・⑦王寧は正面の(10)と同じく「子宋」とするが、他の「子某」でも矛盾はない。

v □：𠂔（囿）、勿禹（禍）、女（毋）弗：□

冒頭の文字について、①何毓靈は「圃」と釋すが、圃の初文の甫（𠂔）ではないので、③付強が「囿」としたのが一般的な釋字である。作物

を植えた耕作地が字源・原義である。

第三字について、占卜に使われる肩甲骨の象形であることから、①何毓靈などいずれの研究者も「肩」と隸定するが、字形には肉（にくづき）が含まれていない。甲骨文字では「骨」あるいは「禍」の意味で使われており、字形はそれらの初文の「冎」にあたる。本件は身体に關係する内容ではないので、「禍」の字義であろう。

末尾の部分について、①何毓靈などいずれの研究者も「女弗」や「汝弗」と釋するが、本件・本行の内容にそぐわない。二重否定の「毋弗」とすべきであろう。なお、甲骨文字には既に二重否定の表現が見られ、「勿弗其戴朕使（其れ朕が使を戴かざる勿からんか）」（『甲骨文合集』五四九九）などの例がある。

vi □敗子絲（宋）、以𠂔

正面(10)に対応しており、諸氏が「絲」を「宋（宋）」と同字とするのは妥当である。

「𠂔」について、④張惟捷は繁文の「𠂔」の讀みで「誅」の意味とし、人性の意味とするが、本件の内容から祭祀の記述とは考えられない。⑦王寧は「子宋を誅する」の意味とするが、前述のように子宋は王朝に従う人物である。「𠂔」は既存の甲骨文字では祭祀名のほか凶事を表す語として用いられており、ここでは後者の意味であろう。

「兔」は後代には残っていないが、甲骨文字では時間の経過を表す語として比較的多く見られる。當日から起算する場合が多く、現代日本語で言う「く日目」に相當する。「迺」は、甲骨文字では時間的な先後を表して用いられる。

訓讀（……は缺損部分・外縁部、□は目的語などが缺損しているもの）

正面

……(2)之に在りて牧に曰い、……(3)「有司」牧に令す。𠄎曰く、……(4)□に迄るも、往きて𠄎する母し。茲れ□に行き、……(5)水「を渉る」。惟れ𠄎し、山を𠄎し、……(6)惟れ𠄎たり。何𠄎を征す。惟れ……(7)之を諾し、徯す。有司令して水……(8)「有」司令して衣せず、□を渉り……(9)𠄎して威に至る。水を渉り、……(10)之を「諾し」、徯す。山子宋を散す。……(11)徯す。余乃ち司……(12)𠄎を觀る。……(13)𠄎ふるも□亡し……

反面

……i作らんとするに、之を諾し、徯す。有司令して……ii其れ惟れ余の爵する勿し……iii之。二人曰く、盥悔あり、亦た……iv茲れ悔にして、山子□を敗り……v𠄎、禍い勿く、□ならざるは母し。……vi子宋を敗り、以て𠄎にして……vii三日兔、迺ち……

正面

……ここにあつて牧に言い、……「有司」が牧に命令した。𠄎が言った、……に迄つたが、行つて𠄎することはなかつた。ここで□に行き、……川を渉つた。ここで𠄎し、山を𠄎し、……ここで凶事があつた。何が𠄎を征伐した。ここで……これを許諾し、文書で通達した。有司が命令して水……「有」司が命令してみな𠄎せず、□を渉り……𠄎して威に至つた。川を渉り、……これを「許諾し」、文書で通達した。山が子宋を散した。……文書で通達した。私はその司……𠄎を視察した。……雹が降つたが□はなく……

反面

……作るといふことに對して、これを許諾し、文書で通達した。有司が命令して……その後の私の飲酒はなかつた……之。二人が言った、盥に凶事があり、また……ここで凶事があり、山が子□を敗り……𠄎、禍いがなく、必ず□であつた。……子宋を敗り、そして凶事があり……三日目になり、そして……

關連刻辭

本件と同じような簡冊狀刻辭が『甲骨文合集』一四九二五（左圖上）および同一四九二六（左圖下）に収録されている。本件と同じく第一期典型賓組の字形に近い。

ただし、本件が行幅六く九mm程度であるのに對し、これらはその二

倍ほどであり、同一片ではないと推定される（ちなみに、戦國時代の竹簡と比較すると本件の方が近いサイズである）。また、この二片についても直接的には綴合できない。

『甲骨文合集』一四九二五の第二行末尾の文字、および同一四九二六の末尾の文字は、他に例がない字形である。ただし、いずれも以下の部分が欠損しているため、字義や品詞は不明である。

内容について、④張惟捷は「家譜刻辭」とするが、短文のため明らかではない。



（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員）